# 「奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例」 及び施行規則、審査基準の改正(案)

## 1. 条例等改正の背景

- 本条例では、太陽光発電施設と地域環境との調和及び県民の安全で安心な暮らしを確保するため、大規模な太陽光発電施設及び設置規制区域における太陽光発電施設の設置について知事の許可制としている。その**設置規制区域**の1つとして、「**宅地造成等規制法」に基づく「宅地造成工事規制区域」を指定**している。
- この「**宅地造成等規制法」は、**盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、「**宅地造成及び特定 盛土等規制法」に改正**され、**令和5年5月26日に施行**された。
- 改正後の「宅地造成及び特定盛土等規制法」では、都道府県、指定都市、中核市が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定することができるとされている。このことから、本県においても**令和7年5月に新たに「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定する予定**であり、同時に本条例においても所要の改正を行う。

#### 2. 条例等改正の理由

○ 新たに指定する「**宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」は、**いずれも現行の「宅地造成工事規制区域」と同様に**土地改変を行うことにより災害及びこれに伴う生命等への危害が発生するおそれの生じる区域で**あることから、本条例の**設置規制区域に追加**する。

### <u>3.条例等の骨子案</u>

- 設置規制区域の1つである「宅地造成等規制法に基づく**宅地造成工事規制区域**(土地の形質の変更を伴う場合に限る)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく**宅地造成等工事規制区域**及び**特定盛土等規制区域**(土地の形質の変更を伴う場合に限る) | に改める。
- 土地の形質の変更として「高さが2メートルをこえる盛土」を追加する。 (施行規則)
- 許可の審査時においては、同法の基準に適合していることを確認する。(審査基準)
- 施行期日は本県の「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域の指定日と同日とし、必要な経過措置 を置く。

### <u>4. スケジュール</u>

- 令和6年10月上旬から令和6年11月上旬 パブリックコメント
- 令和6年12月 議会上程